

綾川町下水道事業経営戦略

団	体	名	:	綾川町				
事	業	名	:	農業集落排水事業				
策	定	日	:	令和	7	年	3	月
計	画	期	間	:	令和	7	年度	～

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成10年度 (26年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	一部適用
処理区域内人口密度	7.9人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区(栗原地区)		
処 理 場 数	1処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	急激な少子高齢化に伴う人口減少及び町財政の緊縮化等により、多額の費用を伴う従来通りの施設運営が困難となってきたため、再編計画として、令和10年度に以下の3ケースを実施することを検討しています。 ① 現状施設のストックの適正化を図ることにより維持管理を行う(更新) ② 公共下水道に接続する(統廃合) ③ 農業集落排水事業を廃止して合併処理浄化槽に切り替えを行う(廃止)		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	農業集落排水事業は下水道使用料に準じていて、下水道使用料は、旧町時代(旧綾上町:平成12年6月、旧綾南町:平成11年5月供用開始)には改定されておらず、合併時においては、旧綾南町の料金体系(旧綾上町を値下げ)に統一したところです。 その後、供用開始(平成11年、平成12年)から10年が経過し、資本投資による借入金の償還額が増大する中、中長期的に自立・安定した経営基盤の構築が図られるよう、平成19年12月議会において条例改正し、平成20年4月から現在の料金体系となりました。 現在の使用料体系は次のとおりであり、 基本料金1月につき10㎡まで:1,200円、超過料金1㎡につき(11㎡～20㎡):120円/㎡、(21㎡～40㎡):145円/㎡(41㎡～100㎡):165円/㎡、(100㎡～):190円/㎡ 水量累進性としています。					
	業務用使用料体系の概要・考え方					
一般家庭用使用料体系と同様						
その他の使用料体系の概要・考え方	①公共墓地であって自治会又は共同で管理する墓地 ②公共公園であって自治会又は共同で管理する公園 ③自治会で管理する公民館及び集会場等 基本料金1年につき10㎡まで:1,200円、超過料金1㎡につき(11㎡～20㎡):120円/㎡、(21㎡～40㎡):145円/㎡(41㎡～100㎡):165円/㎡、(100㎡～):190円/㎡ 井戸水を使用している場合の使用料は次のとおりです。 世帯員数1人(9㎡) 1,200円、2人(17㎡) 2,040円、3人(24㎡) 2,980円、4人(30㎡) 3,850円、5人(35㎡) 4,575円、6人以上の世帯は、1人増すごとに4㎡を加算します。ただし、水道と井戸水の両方を使用している場合で水道の使用量が上記の量を超えたときは、水道使用量に応じた料金になります。					
	条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載					
令和3年度	2,640	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度	3,042	円
令和4年度	2,640	円		令和4年度	3,071	円
令和5年度	2,640	円		令和5年度	2,539	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	0名(特定環境保全公共下水道事業で人件費を計上)
事業運営組織	下水道課((公共下水道係、合併処理浄化槽係、農業集落排水事業係) 綾川町課設置条例、綾川町行政組織規則第14条による ⇒平成29年度より下水道課を建設課に統合(平成29年3月23日議決) また、令和6年度より地方公営企業法の一部(財務)を適用した運営を行い、職員については一般会計と公営企業会計の兼務となっております。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	該当なし
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

※R5決算 経営比較分析表を添付

経営比較分析表(令和5年度決算)

項目	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和1年度	令和0年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和1年度	令和0年度
収入	1,169	1,143	1,105	1,079	1,066	1,028	1,002	976	964	938	916	894
支出	1,169	1,143	1,105	1,079	1,066	1,028	1,002	976	964	938	916	894
経常収支	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常収支比率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

1. 経営の健全性・効率性

①収入増進率(%)

②収入増進率(%)

③収入増進率(%)

④収入増進率(%)

⑤収入増進率(%)

⑥収入増進率(%)

⑦収入増進率(%)

⑧収入増進率(%)

⑨収入増進率(%)

⑩収入増進率(%)

⑪収入増進率(%)

⑫収入増進率(%)

⑬収入増進率(%)

⑭収入増進率(%)

⑮収入増進率(%)

⑯収入増進率(%)

⑰収入増進率(%)

⑱収入増進率(%)

⑲収入増進率(%)

⑳収入増進率(%)

㉑収入増進率(%)

㉒収入増進率(%)

㉓収入増進率(%)

㉔収入増進率(%)

㉕収入増進率(%)

㉖収入増進率(%)

㉗収入増進率(%)

㉘収入増進率(%)

㉙収入増進率(%)

㉚収入増進率(%)

㉛収入増進率(%)

㉜収入増進率(%)

㉝収入増進率(%)

㉞収入増進率(%)

㉟収入増進率(%)

㊱収入増進率(%)

㊲収入増進率(%)

㊳収入増進率(%)

㊴収入増進率(%)

㊵収入増進率(%)

㊶収入増進率(%)

㊷収入増進率(%)

㊸収入増進率(%)

㊹収入増進率(%)

㊺収入増進率(%)

㊻収入増進率(%)

㊼収入増進率(%)

㊽収入増進率(%)

㊾収入増進率(%)

㊿収入増進率(%)

2. 経営の効率性

①収入増進率(%)

②収入増進率(%)

③収入増進率(%)

④収入増進率(%)

⑤収入増進率(%)

⑥収入増進率(%)

⑦収入増進率(%)

⑧収入増進率(%)

⑨収入増進率(%)

⑩収入増進率(%)

⑪収入増進率(%)

⑫収入増進率(%)

⑬収入増進率(%)

⑭収入増進率(%)

⑮収入増進率(%)

⑯収入増進率(%)

⑰収入増進率(%)

⑱収入増進率(%)

⑲収入増進率(%)

⑳収入増進率(%)

㉑収入増進率(%)

㉒収入増進率(%)

㉓収入増進率(%)

㉔収入増進率(%)

㉕収入増進率(%)

㉖収入増進率(%)

㉗収入増進率(%)

㉘収入増進率(%)

㉙収入増進率(%)

㉚収入増進率(%)

㉛収入増進率(%)

㉜収入増進率(%)

㉝収入増進率(%)

㉞収入増進率(%)

㉟収入増進率(%)

㊱収入増進率(%)

㊲収入増進率(%)

㊳収入増進率(%)

㊴収入増進率(%)

㊵収入増進率(%)

㊶収入増進率(%)

㊷収入増進率(%)

㊸収入増進率(%)

㊹収入増進率(%)

㊺収入増進率(%)

㊻収入増進率(%)

㊼収入増進率(%)

㊽収入増進率(%)

㊾収入増進率(%)

㊿収入増進率(%)

3. 経営の効率性

①収入増進率(%)

②収入増進率(%)

③収入増進率(%)

④収入増進率(%)

⑤収入増進率(%)

⑥収入増進率(%)

⑦収入増進率(%)

⑧収入増進率(%)

⑨収入増進率(%)

⑩収入増進率(%)

⑪収入増進率(%)

⑫収入増進率(%)

⑬収入増進率(%)

⑭収入増進率(%)

⑮収入増進率(%)

⑯収入増進率(%)

⑰収入増進率(%)

⑱収入増進率(%)

⑲収入増進率(%)

⑳収入増進率(%)

㉑収入増進率(%)

㉒収入増進率(%)

㉓収入増進率(%)

㉔収入増進率(%)

㉕収入増進率(%)

㉖収入増進率(%)

㉗収入増進率(%)

㉘収入増進率(%)

㉙収入増進率(%)

㉚収入増進率(%)

㉛収入増進率(%)

㉜収入増進率(%)

㉝収入増進率(%)

㉞収入増進率(%)

㉟収入増進率(%)

㊱収入増進率(%)

㊲収入増進率(%)

㊳収入増進率(%)

㊴収入増進率(%)

㊵収入増進率(%)

㊶収入増進率(%)

㊷収入増進率(%)

㊸収入増進率(%)

㊹収入増進率(%)

㊺収入増進率(%)

㊻収入増進率(%)

㊼収入増進率(%)

㊽収入増進率(%)

㊾収入増進率(%)

㊿収入増進率(%)

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

項目	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
処理区域内人口	91	89	86	84	83	80	78	76	75	73

(2) 有収水量の予測

項目	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
有収水量	8,872	8,677	8,385	8,190	8,092	7,800	7,605	7,410	7,312	7,117

(3) 使用料収入の見通し

項目	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
使用料収入	1,169	1,143	1,105	1,079	1,066	1,028	1,002	976	964	938

(4) 施設の見通し

施設整備は完了しており、計画期間内は維持管理に努めます。

(5) 組織の見通し

計画期間内は、現状の組織体制を維持するものとします。

3. 経営の基本方針

本町の農業集落排水事業経営に伴う主な収入は、使用料及び他会計補助金等です。他会計補助金等については、毎年度、総務省副大臣により発出される「地方公営企業繰出金について(通知)」第10 下水道事業によるもので、本町の場合は、「2 分流式下水道等に要する経費」、「8 高資本費対策に要する経費」が該当します。今後においても、「2 分流式下水道等に要する経費」等の繰出は必要であり、適正な使用料単価を維持するための方策について検討します。支出においては、汚水維持管理費、汚水資本費とも固定費的な性質を要することからその削減幅は僅少とならざるを得ません。また、経費回収率について、令和5年度時点で約47%となっておりますが、法適用後には20%台に落ち込む予定です。急激な少子高齢化に伴う人口減少及び町財政の緊縮化等により、多額の費用を伴う従来通りの施設運営が困難となってきたので、再編計画として、令和10年度に次の3ケースを実施した場合の検討を行う予定としております。

① 現状施設のストックの適正化を図ることにより維持管理を行う(更新)

② 公共下水道に接続する(統廃合)

③ 農業集落排水事業を廃止して合併処理浄化槽に切り替えを行う(廃止)

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	計画期間内に投資は予定しておりません。
-----	---------------------

該当なし

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	安定的な使用料収入の確保に努めます。
-----	--------------------

・使用料収入 有収水量に合わせ変動する見込みとしております。 ・繰入金 過年度実績より、将来数値を見込んでおります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

経費削減のため、管渠の維持管理業務について、令和10年度より共同化を近隣団体と実施予定です。 ①管渠の維持管理業務の共同化 ストックマネジメント計画や計画的維持管理業務(点検・調査・修繕等)に関する情報共有、維持管理業務の共同発注や包括的民間委託の検討 また庁内事務について、令和10年度に排水設備工事の指定・排水設備責任技術者の登録等の一元化を近隣団体と行う予定です。 収支計画上のその他経費について、以下を予定しています。 ・動力費 直近の金額に、物価上昇を見込みます。 ・修繕費 過年度実績に、物価上昇を見込みます。 ・その他 過年度実績に、物価上昇を見込みます。
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	農業集落排水事業の再編を検討しております。
投資の平準化に関する事項	該当なし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	次期改定に向けた基礎資料、検討資料の作成に取り組めます。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	該当なし
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	該当なし
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	処理施設、マンホールポンプの修繕に係る経費であり、大幅な削減は見込めません。
委託費に関する事項	処理施設、マンホールポンプの維持管理に係る経費であり、大幅な削減は見込めません。
その他の取組	該当なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本経営戦略は、概ね3～5年で見直しを行うことを予定しています。 当初策定時からの時間経過に伴い変動する、地域の人口動向などサービス需要に影響する要素の変動状況、賃金や物価の変動などの基礎的な社会経済情報の変化、ストックマネジメント等の取組の充実、根拠法令の改正その他の制度改正の状況などの要素を踏まえながら、戦略の修正を行います。 また、計画値に大きな影響を与える修正等が生じる場合には、その期間にかかわらず、見直しを検討します。
---------------------	--

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算 込 見 込)	本年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収 益 的 収 入 的 支 出	収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1,176	1,182	1,170	1,144	1,106	1,080	1,067	1,029	1,003	977	965	939	
		(1) 料 金 収 入	1,176	1,182	1,169	1,143	1,105	1,079	1,066	1,028	1,002	976	964	938	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)													
		(3) そ の 他			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		2. 営 業 外 収 益	10,447	8,967	8,762	9,433	9,385	9,414	9,439	9,494	9,014	9,053	9,077	9,116	
		(1) 補 助 金	10,447	5,046	4,841	5,512	5,464	5,493	5,518	5,573	5,093	5,132	5,156	5,195	
		他 会 計 補 助 金	10,447	5,046	4,841	5,512	5,464	5,493	5,518	5,573	5,093	5,132	5,156	5,195	
		そ の 他 補 助 金													
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入		3,921	3,921	3,921	3,921	3,921	3,921	3,921	3,921	3,921	3,921	3,921	
	(3) そ の 他														
	収 入 計 (C)	11,623	10,149	9,932	10,577	10,491	10,494	10,506	10,523	10,017	10,030	10,042	10,055		
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	1,250	10,259	10,698	9,542	9,552	9,562	9,572	9,582	9,592	9,602	9,612	9,622	
		(1) 職 員 給 与 費	基 本 給 与 費												
			退 職 給 付 費												
			そ の 他 費 用												
			(2) 経 営 費	1,250	4,078	4,517	3,361	3,371	3,381	3,391	3,401	3,411	3,421	3,431	3,441
		動 力 費	499	765	665	670	672	674	676	678	680	682	684	686	
		修 繕 費	218	1,455	2,182	1,008	1,011	1,014	1,017	1,020	1,023	1,026	1,029	1,032	
材 料 費															
そ の 他 費 用		533	1,858	1,670	1,683	1,688	1,693	1,698	1,703	1,708	1,713	1,718	1,723		
(3) 減 価 償 却 費		6,181	6,181	6,181	6,181	6,181	6,181	6,181	6,181	6,181	6,181	6,181			
2. 営 業 外 費 用	541	834	662	561	465	458	460	465	425	428	430	433			
(1) 支 払 利 息	541	375	222	101	9										
(2) そ の 他		459	440	460	456	458	460	465	425	428	430	433			
支 出 計 (D)	1,791	11,093	11,360	10,103	10,017	10,020	10,032	10,047	10,017	10,030	10,042	10,055			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		9,832	△ 944	△ 1,428	474	474	474	474	476						
特 別 利 益 (F)															
特 別 損 失 (G)															
特 別 損 益 (F)-(G) (H)															
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		9,832	△ 944	△ 1,428	474	474	474	474	476						
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			△ 944	△ 2,372	△ 1,898	△ 1,424	△ 950	△ 476							
流 動 資 産 (J)			10,827	11,803	11,803	13,791	16,525	19,259	21,995	24,255	26,515	28,775	31,035		
当 年 度 資 金 収 支			497	497	497	497	497	497	497	497	497	497	497		
内 留 保 資 金				976		1,988	2,734	2,734	2,736	2,260	2,260	2,260	2,260		
流 動 負 債 (K)															
うち 建設改良費分			6,134	6,100	2,506	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760		
うち 一時借入金			4,493	4,340	746										
流 動 比 率			176.5%	193.5%	471.0%	783.6%	938.9%	1094.3%	1249.7%	1378.1%	1506.5%	1634.9%	1763.4%		
経 費 回 収 率			26.1%	23.6%	29.9%	28.9%	28.1%	27.7%	26.6%	26.1%	25.4%	25.0%	24.2%		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)					-203%	-166%	-129%	-88%	-45%						
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)															
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		1,176	1,182	1,170	1,144	1,106	1,080	1,067	1,029	1,003	977	965	939		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)															
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)															
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)															
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)															
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)															

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算) 決 見 込	本年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
資本的 収 入 支	資本的 収 入	1. 企 業 債											
		うち 資本費平準化債											
		2. 他 会 計 出 資 金		6,400	4,493	1,606							
		3. 他 会 計 補 助 金											
		4. 他 会 計 負 担 金											
		5. 他 会 計 借 入 金											
		6. 国(都道府県)補助金											
		7. 固定資産売却代金											
		8. 工 事 負 担 金											
		9. そ の 他											
		計 (A)		6,400	4,493	1,606							
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
		純 計 (A)-(B) (C)		6,400	4,493	1,606							
	資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費											
		うち 職員給与費											
		2. 企 業 債 償 還 金	6,232	6,400	4,493	4,340	746						
		3. 他会計長期借入返還金											
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金											
		5. そ の 他											
		計 (D)	6,232	6,400	4,493	4,340	746						
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		6,232			2,734	746						
	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金				2,734	746						
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額											
		3. 繰 越 工 事 資 金											
		4. そ の 他											
		計 (F)				2,734	746						
	補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		6,232										
	他 会 計 借 入 金 残 高 (G)												
	企 業 債 残 高 (H)		15,979	9,579	5,086	746							

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算) 決 見 込	本年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収益的収支分		10,447	5,046	4,841	5,512	5,464	5,493	5,518	5,573	5,093	5,132	5,156	5,195
	うち 基準内繰入金	6,773	2,635	2,482	2,361	2,269	2,260	2,260	2,260	2,260	2,260	2,260	2,260
	うち 基準外繰入金	3,674	2,411	2,359	3,151	3,195	3,233	3,258	3,313	2,833	2,872	2,896	2,935
資本的収支分			6,400	4,493	1,606								
	うち 基準内繰入金												
	うち 基準外繰入金		6,400	4,493	1,606								
合 計		10,447	11,446	9,334	7,118	5,464	5,493	5,518	5,573	5,093	5,132	5,156	5,195